東日本大震災(原子力災害)への地方税制上の対応案

税目	地震・津波対策で措置した項目 [※]				原子力被災地に対し措置する項目(案)	
個人住民税	雑損控除の特例				国税において放射能汚染が「損壊」と認められる 場合は地震・津波対策の措置が適用	
	被災事業用資産の損失の特例					
	住宅ローン減税の適用の特例				国税において放射能汚染により「居住の用 に供することができなくなった」と認められる 場合は地震・津波対策の措置が適用	
	財形住宅・年金貯蓄の非課税				措置済み	
法人二税	申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略				1日巨併が	
都市計画税	津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指 定する区域内の土地及び家屋に係る平成23年度分の課税 免除			税等		
	被災住宅用地の特例				_	
	被災代替住宅用地の特例	1	が滅			
	被災代替家屋の特例		対失			
	被災代替償却資産の特例		が損した場合		警戒区域内の資産の代替資産を対象に同様の措置を講じる	
	被災代替家屋の取得に係る特例		<u> </u>			
	被災代替家屋の敷地の用に供する 土地の取得に係る特例	>	対象大・損壊した資産の代替資産			
自動車取得税	被災代替自動車の取得の非課税		の 代 替			
	被災代替自動車に係る自動車税・ 軽自動車税の非課税		<u>資</u>			
	_			-	警戒区域内自動車(※)に係る自動車税・軽自 動車税の特例 ※永久抹消登録等された自動車が対象	